

## 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農業金融対策費

### 事業名 利子補給金・利子助成補助金・保証料補給金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農業経営課 農業共済・金融係 電話番号：058-272-1111(内4086)

E-mail：c11419@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 20,432 千円 (前年度予算額：20,158 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	20,158	0	0	0	0	0	0	0	20,158
要求額	20,432	0	0	0	0	0	0	0	20,432
決定額	20,432	0	0	0	0	0	0	0	20,432

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

農業者等が経営改善、新規就農、災害復旧、負債整理等のため、農業制度資金を借り入れる際に、融資機関、農業者等に利子補給、利子助成、保証料補給を行うことで、農業者等の負担を軽減し、農業経営の規模拡大、農業の担い手育成・確保、被災農業者の経営維持等を目的とする。

### (2) 事業内容

※下記の金利、貸付利率、利子補給率はR7.8.19現在

#### 【①農業近代化資金】

- ・償還(据置)期間 7～20(2～7)年以内
- ・実質貸付利率 認定農業者等の場合 年利0.20～1.25%  
認定農業者以外の場合 年利0.20～1.40%
- ・利子補給率 0.40～3.05%
- ・R8年度利子補給融資枠 500,000千円

#### 【②農業企業化特融資金】

- ・償還(据置)期間 1～7(0～3)年以内
- ・実質貸付利率 年利0.20～2.00%  
家畜疾病経営維持資金、豚熱緊急対策資金は年利0.0%
- ・利子補給率 年利1.25～3.05%  
家畜疾病経営維持資金は年利1.625～2.0%  
豚熱緊急対策資金は年利1.00%
- ・保証料補給 豚熱緊急対策資金は年利0.47%
- ・R8年度利子補給融資枠 48,000千円

【③農業経営改善促進資金（スーパーS資金）】

- ・償還期間 1年以内
- ・貸付利率（農業者） 年利1.9%
- ・R8年度融資枠 84,000千円
- ・R8利子補給対象額 14,000千円

【④農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）】

- ・償還（据置）期間 25（10）年
- ・貸付金利 1.15～2.00%

【⑤農業経営負担軽減支援資金】

- ・償還（据置）期間 10～15（3）年以内
- ・実質貸付利率 年利2.00%
- ・R8年度利子補給融資枠 0千円

【⑥経営体育成強化資金】

- ・償還（据置）期間 25（3）年
- ・貸付金利 年利2.00%
- ・利子助成率 2.00%
- ・利子助成期間 貸付当初12年間
- ・R8年度利子助成融資枠 39,000千円

【⑦新規経営体育成資金】

- ・償還（据置）期間 25（3）年
- ・実質貸付金利 年利0.00%
- ・利子補給率 3.25%
- ・利子補給期間 貸付当初12年間
- ・R8年度利子補給融資枠 7,000千円

（3）県負担・補助率の考え方

【①農業近代化資金、②農業企業化特融資金、⑤農業経営負担軽減支援資金、⑥経営体育成強化資金、⑦新規経営体育成資金】 県10/10

【③農業経営改善促進資金】

国と県でそれぞれ農業信用基金協会借入金の2分の1相当額に対し、利子補給

【④農業経営基盤強化資金】

- ・平成23年度までの借入に対して金利の一部を助成

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	20,432	利子補給金、利子助成金、保証料補給
合計	20,432	

決定額の考え方

--

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略  
農林畜水産業の活性化
  - ・産業や業種の特성에応じて産業の中核となる人材を育成するとともに、担い手の高齢化の状況に鑑み、若者の新規就業を促す取組みを推進する。

### (2) 国・他県の状況

- 【農業近代化資金、農業経営改善促進資金、農業経営基盤強化資金、農業経営負担軽減支援資金】
  - ・他県においても同様に実施
- 【農業企業化特融資金、経営体育成強化資金利子助成制度、新規経営体育成資金】
  - ・岐阜県独自の資金、補助制度である

### (3) 後年度の財政負担

融資機関や利子補給等承諾期間に応じ、毎年利子補給等を実施

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

**(事業内容)**

補助事業名	利子補給金・利子助成補助金・保証料補給金
補助事業者（団体）	農業経営基盤強化資金：市町村 農業経営改善促進資金：岐阜県農業信用基金協会 経営体育成強化資金：農業者 その他：融資機関 (理由) 国の要綱等による
補助事業の概要	(目的) 農業者が農業制度資金を借り入れる際の負担を軽減し、農業経営の規模拡大、担い手の育成・確保、被災農業者の経営維持等に資する。 (内容) 融資機関や農業者等に利子補給、利子助成、保証料補給を行う
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例：人件費相当額) (内容) 国が定める利率等に基づき、民間機関の融資に対する利子補給などを実施 (理由) ー
補助効果	国が定める利率等に基づき、民間機関の融資に対する利子補給などを実施
終期の設定	終期〇〇年度 (理由)

**(事業目標)**

・終期までに何をどのような状態にしたいのか
-----------------------

**(目標の達成度を示す指標と実績)**

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
① 農業近代化資金 利子補給承諾件数		9件	4件	4件		
② 農業企業化特融資金 利子補給承諾件数		0件	3件	3件		
③ 農業経営改善促進 資金貸付契約件数		3件	3件	3件		
④ 農業経営基盤強化 資金利子助成件数		ー件	ー件	ー件		
⑤ 農業経営負担軽減支援 資金利子補給承諾件数		0件	0件	0件		
⑥ 経営体育成強化資金 貸付件数		0件	4件	4件		
⑦ 新規経営体育成資金 貸付件数		0件	2件	2件		

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度
	9,892	11,103	12,758

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。 本事業の実施により、農業制度資金の借入れを希望する農業者等は、低利により貸付けを受けることが可能となり、農業経営の維持・安定と規模拡大に貢献することができた。</p>
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和5年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。 本事業の実施により、農業制度資金の借入れを希望する農業者等は、低利により貸付けを受けることが可能となり、農業経営の維持・安定と規模拡大に貢献することができた。</p>
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和6年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。 本事業の実施により、農業制度資金の借入れを希望する農業者等は、低利により貸付けを受けることが可能となり、農業経営の維持・安定と規模拡大に貢献することができた。</p>
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	農業経営の規模拡大・安定化、新規就農、災害や家畜伝染病からの復旧のための資金を低利で融通するもので、担い手育成・確保のため、必要性が高い。
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価) 2	利子補給等により、農業者等の資金借入れの際の負担軽減に貢献し、事業の有効性は高い。
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	農業者等から借入申込があった際に、早急かつ円滑に融資手続きを進めることができるよう、必要に応じ農林事務所等による指導・助言を実施している。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 融資機関その他の関係機関と連携し、農業者のニーズに合った農業制度資金を周知していく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 本事業は、農業者等の効率的かつ安定的な農業経営と規模拡大に資するものであり、また相当程度の需要があるため、引き続き県内の農業者等が低利で農業制度資金を借り入れることができるよう、融資機関に対し県が継続的に利子補給を行う必要がある。</p>
---